

設 計 図 書

工事番号	9 相連教第 2517 号
工事名	笠置小学校法面保護工事
工事場所	笠置町大字笠置 地内
工期	平成 30 年 3 月 26 日限り

特記仕様書

工事番号	9 相連教第 2517 号
工事名	笠置小学校法面保護工事
工事場所	笠置町大字笠置 地内
工期	平成 30 年 3 月 26 日限り

第 1 条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書（案）（平成 22 年 4 月）」（以下「共通仕様書」という。）、「土木構造物標準設計」（建設省）及び「土木工事標準設計図集」（近畿地方整備局）によるものとする。
 本工事は工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（平成 23 年 3 月）によるものとする。
 本特記仕様書及び土木工事共通仕様書（案）（平成 22 年 4 月）中、「請負者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

第 2 条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第 1 章 総則

1-1 標示板の設置

請負者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事の目的、工事名、工事場所、工期、請負者名、発注者名等を記載した標示板を設置しなければならない。

(標示板の記載例) [工事表示板]

工事内容：法面の崩壊を防ぐ工事を行っています
 工事種別：道路改良工事

The diagram shows two versions of a construction sign. The larger sign on the left has a total width of 114cm (110cm + 2cm + 2cm) and a total height of 140cm. It features a blue header with white text 'ご迷惑をおかけします', a large blue circle graphic, and a white box with blue text for the duration: '平成〇年〇月〇日まで 時間番 :00 ~ :00'. Below this is a blue bar with white text '〇〇〇〇工事', and contact information for the contractor and client. The smaller sign on the right is 55cm wide and 113cm high, with a blue header and vertical text 'ご迷惑をおかけします' and '平成〇年〇月〇日まで'. It also includes contact information. A table to the right, titled '[工事説明看板]', provides details on installation period, location, color specifications, and summary.

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の可否は沿道環境を考慮し個別に判断。

第2章 材料及び施工

2-1 コンクリートの養生

コンクリートの養生については、通常の施工方法としているが、寒中（暑中）コンクリートとして施工を行う必要がある場合には、コンクリートの配合、強度、構造物の種類、断面の厚さ及び外気温度等を考慮してその方法、期間及び養生温度等を計画して、監督職員の承諾を得るものとし、設計変更の対象とする。

2-2 再生材の利用について

本工事については、下表のとおり再生資材を使用する。
ただし、再生材製造工場の都合等により下表の再生資材の使用が困難な場合については、監督職員と協議の上、新材とするものとし、設計変更の対象とする。

資材名	規格	用途	備考
再生クラッシャーラン	RC-40	構造物の基礎	
	RC-40	裏込材	

なお、再生資材を使用する場合は、以下により品質管理が適正であるか確認の上使用すること。

- 1 上表再生資材を路盤材又は舗装材として使用する場合は「舗装再生便覧」による。
- 2 再生クラッシャーランを構造物の基礎材として使用する場合は「舗装再生便覧」及び「コンクリート副産物の再利用に関する用途別暫定品質基準（案）」によるものとし、構造物の立地条件等を考慮して適正な品質のものを使用する。
なお、河川に関わる工事（低水護岸の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）、石張（積）の基礎材として使用する場合は、アスファルト塊の混入したものを使用してはならない。
- 3 再生クラッシャーラン（RC-40）を河川に関わる工事（低水護岸の水際工作物）のコンクリートブロック張（積）・石張（積）の胴込・裏込材に使用する場合は、アスファルト塊は不可とし、かつ、すりへり減量が50%以下の品質のものを使用する。
- 4 再生骨材は、木屑、紙、プラスチック、レンガ等混入物を有害量含んではならない。

2-3 府内産木材の利用

1 府内産木材利用計画書の提出

本工事では京都府内産木材を利用することとし、受注者は府内産木材の利用について、別紙、「府内産木材利用計画書」を提出しなければならない。

なお、やむを得ず府内産木材が利用できない場合は、監督員と協議の上、「府内産木材利用計画書」でその旨提出すること。

2 府内産木材の利用用途

受注者は、設計図書で指定する工事目的物以外の仮設資材等において府内産木材を利用することとするが、その利用用途については、受注者が自由に選択できるものとする。

ただし、設計図書で指定する工事目的物に府内産木材を利用する場合は、上記仮設資材等での府内産木材の利用を要しない。

3 府内産木材の使用量等

1 工事あたりの木材使用量については、標準的な注意喚起用の工事用看板（550×1,400サイズ）1枚に相当する量（0.02m³）以上を必要とする。（府内産木材製の工事看板を利用する場合は最低1枚以上設置すること。）

なお、府内産木材製の資材は、今回工事で新規に購入する物のほか、受注者が所有する物に限り転用を認めるものとする。

4 工事成績評定等

「府内産木材利用計画書」に従い、府内産木材の利用状況写真とともに、京都府森林組合連合会が発行する木製資材産地証明書の写しを提出することにより、府内産木材の利用が確認できた場合、成績評定における創意工夫において加点対象とする。

ただし、転用材の場合や、設計図書で指定する工事目的物でのみ府内産木材を利用する場合は加点対象としない。

5 参考

1) 府内産木材利用資材の製作・証明等

京都府森林組合連合会（075-841-1030）

2) 府内産木材の活用例

工事用看板（別添参考図参照）、型枠、仮設柵、測量杭、丁張り等

2-4 不正軽油の使用防止

- 1 軽油については、JIS規格軽油を使用すること。
- 2 燃料検査を実施する時は協力しなければならない。

第3章 施工計画書

3-1 施工計画書

施工計画書には工事現場の安全対策の充実と災害を未然に防止するため次の事項を具体的に記載するとともに、その記載内容に基づく現場施工の徹底を図ること。

1 現場組織表

現場代理人の夜間・休日の連絡先（携帯電話を含む）など緊急時の連絡先

2 緊急時の連絡体制

土木事務所関係（休日等含む）、市町村関係、警察署、消防署、労働基準監督署、救急病院、電力会社、N T T、ガス会社等の関係機関、地元役員等の名称及び連絡方法

3 緊急時の対応

（1）気象予警報発令時等のパトロール等による現場状況の確認方法

（2）状況に応じた現場対応体制と待機、出動基準及び連絡方法

（3）緊急作業に必要な資機材の調達確保方法

（4）総雨量や水位等の状況変化に伴う段階的な緊急作業内容とその開始基準

4 仮設計画

指定仮設、任意仮設を問わず仮設の具体的な構造及び施工方法

3-2 施工体制台帳等の作成・提出

総合評価競争入札の工事の場合

1 請負者は請負額にかかわらず、施工体制台帳（2次以下を含む全ての下請契約書等添付）及び施工体系図を作成し、監督職員に提出しなければならない。

2 施工体制台帳に添付の下請契約書記載金額により、入札時に提出した下請施工割合や府内企業の下請割合との比較表（府内企業の下請状況比較表、府内企業の下請状況（内訳））を提出しなければならない。（※「府内企業の下請状況比較表」の下請け施工については、一次下請企業までを対象とする。）

なお、府内企業の下請割合が入札時提出のものより低下した場合は、当該工事の入札公告に基づき成績評定の減点を行うものとする。

また、最終下請契約書の不備により当該率が算出できない場合は、履行できなかったものと取り扱うものとする。

3-3 元下指針の遵守

1 受注者は、「京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）を遵守し、元請負人と下請負人の関係の適正化及び府工事等に係る建設労働者の労働環境の確保を図ること。

2 下請人の労働条件の悪化を防ぐため、一括下請負の禁止に加えて、下請負の次数を、原則として、建築一式工事は3次下請まで、

建築一式工事を除く建設工事は、2次下請までとする。請負の次数が超える場合は、工事着手前に、重層下請理由書（元下指針様式第1号）及び定められた次数を超える重層下請に係る全ての賃金台帳等の写しを発注者に提出すること。

3 受注者は、やむを得ない場合を除き、京都府内に本店を有する者から下請負人を選定するよう努めるものとし、京都府外に本店を有するものから下請負人を選定する場合は、工事着手前に府外下請選定理由書（元下指針様式第2号）を発注者に提出すること。

なお、府内企業の施工率に応じて成績評定の加点評価の対象とするため、工事完成後、府内企業施工率算出表を発注者に提出すること。（※「府内企業施工率算出表」の府内施工率は全ての施工業者を対象とする。）

4 受注者は、下請契約を締結する場合、施工体系図を作成し、当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げ、当該工事に係る全ての下請工事契約時チェックリスト（元下指針様式第3号）とともに、全ての下請契約書及び誓約書（京都府暴力団排除条例第13条第5項の規定によるもので、当該契約の契約金が150万円以上の場合に該当）の写しを添付し、発注者に提出すること。

また、建設業法に基づき、施工体制台帳を作成した場合は、工事現場に備えるとともに、その写しを発注者に提出すること。

5 工事現場の見やすい場所に契約遵守窓口が開設されていることを案内するステッカーを掲示すること。

3-4 府内資材の調達

受注者は、地域経済の活性化を図るため、府内事業者からの建設資材や物品等の優先調達を図ること。やむを得ず府外事業者から資材調達する場合には、府内資材選定困難理由書を提出すること。

※ 府内事業者からの建設資材や物品等の調達は、府内の工場等で製造・加工されたもの又は、府内に本店、支店等がある事業者から調達したものをいう。

第4章 工事現場発生品

4-1 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない(取壊し工がない)場合は記載(チェック)の必要はない。
また、機械のみの場合は「手作業・機械作業の併用」にチェックを入れること。

2 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材	受入場所	受入対象種別	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	距離
コンクリート殻 アスファルト殻	0774-76-6623 (有)和東砕石 和東町木屋宮ノ谷 1 0774-78-3816	アス塊(切削・掘削) コン塊(有筋・無筋)	日曜日、祝祭日を除く毎日 8時～16時30分 (夜間は16時30分～8時)		4.5 km

3 本工事の施工により発生する建設発生土は下表の場所に搬出するものとする。

〈(一財)城陽山砂利採取地整備公社に搬出する場合〉

受入条件は下表のとおりである。

ただし、やむを得ない理由により、上記により難しい場合は監督職員と協議の上、その指示によるものとし、設計変更の対象とする。

受入場所	受入期間及び受入時間	その他の受入条件	距離
(一財)城陽山砂利採取地整備公社 会社：城陽市寺田水度坂 130 0774-55-9506	日曜日及び祝祭日を除く 午前8時30分～午後5時	岩の最大寸法は 30*30*30 cm以下に限る。 受入は、事前分析検査に合格した残土に限る。	25.3 km

4-2 伐木材・伐開材の処分

建設発生木材の運搬及び処分費については、当初計上していないため、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

4-3 産業廃棄物税

平成17年4月1日より「京都府産業廃棄物税条例」に基づき導入される産業廃棄物税（以下「産廃税」という。）は、京都府内の最終処分施設に搬入される産業廃棄物について課税されるものである。

また、中間処理施設に搬入された産業廃棄物においても、リサイクル後の処理残滓等が最終処分場に搬入される場合は、最終処分場に搬入される量に対して課税される。

なお、本工事においても、産廃税相当額を見込んでいます。

第5章 工事材料の品質

5-1 品質証明書等

請負者は、工事に使用する材料のうち監督職員の指示した材料の使用に当たっては、その外観、品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。

5-2 吹付砕工の設計基準強度について

吹付砕工の吹付モルタルの設計基準強度は 18 N/mm^2 以上とすること。

第6章 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

6-1 段階確認

請負者は、共通仕様書1-1-25の6に基づくほか、下表の工種及び監督職員の指示した工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。この際、請負者は工種、細別、確認の予定時期、測定結果等を監督職員に書面により報告しなければならない。

ただし、段階確認の実施時期及び実施個所は監督職員が定めるものとする。

種別	細別	施工段階（確認時期）

第7章 施工管理

7-1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施すること。

7-2 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

7-3 電子納品の実施

1 本工事は、本府におけるCALS/ECの取り組みの一環として電子納品の対象工事であり、完成図書の内、工事写真及び書類等（図面については、試行とする）の納品を国土交通省工事完成図書の電子納品要領（案）等、京都府電子納品実施マニュアル（案）（平成28年4月）及び京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）に基づき実施しなければならない。

また、受注者は、電子納品の範囲や電子データの作成方法等について、監督職員と工事着手までに、その実施範囲等について事前協議を行い京都府電子納品ガイドライン（案）（平成28年4月）で定められた事前協議チェックシートを提出しなければならない。

なお、試行段階である図面については、電子納品の内容に応じて、成績評定において加点評価の対象とする。

2 電子納品における電子化に要する費用は請負者の負担とする。

また、完成図書は、電子媒体で2部、紙媒体で1部提出するものとする。

7-4 工事書類の簡素化

- 1 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿（指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く）、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届の書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。
- 2 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第8章 工事中の安全確保

8-1 近接施工

- 1 本工事区間に隣接して下表のとおり電柱及びNTT柱があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出すること。
なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。—
- 2 請負人の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、請負者の負担によりこれを補修しなければならない。

近接施設	管理者	設置場所	立会	移転申請状況
電柱	関西電力	現場付近	無	無

8-2 占用設備等の管理者

- 1 設備の有無については、下記に問い合わせを行うこと。

関西電力 京都営業所

TEL 075-611-2131（関電柱）

FAX 075-202-0008（関電ケーブル）

(株)NTT西日本-みやこ設備部

TEL 075-752-4272（NTT柱）

TEL 075-682-2973（NTTケーブル）

笠置町役場 建設産業課

TEL 0743-95-2301

FAX 0743-95-2961

8-3 安全に関する研修・訓練の実施

請負者は、土木工事共通仕様書（案）の1-1-34「工事中の安全確保」の10から12に規定する安全に関する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

(1) 建設工事の請負契約に関すること

(2) 労働関係法令に関すること

<研修の参考とする図書等の例>

- ・ 工事請負契約書（第54条）
- ・ 建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月国土交通省）
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月建設省）
- ・ 新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

第9章 環境対策

9-1 低騒音型・超低騒音型の使用

本工事の施工に当たっては、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年度建設省告示第1536号）に基づき低騒音型建設機械の使用は考えていないが、現場条件により低騒音型建設機械を使用しなければならない場合は、監督職員と協議するものとし、低騒音型建設機械を使用するものとする。

ただし、供給側に問題があり、低騒音型建設機械を調達することができない場合（請負者の都合で調達できない場合は認めない）は、必要書類を監督職員に提出するものとする。

なお、低騒音型建設機械を使用する場合、施工現場において使用する建設機械の「'97ラベル」が確認できる写真を監督職員に提出するものとする。また、「旧基準'89ラベル」の機種においても新基準の指定を受けているケースもあるため建設機械メーカーに確認し、「新基準'97ラベル」に貼替えを行うこと。

9-2 環境等の保全

工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。

原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。

建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等

建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等

調整池（沈砂池）の設置や大規模な裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
地域における伝統的行祭事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

第10章 交通安全管理

10-1 安全対策費

＜設計変更で積み上げ計上する場合＞

安全対策については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により必要が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び請負者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、下記の項目とする。

- ① 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡などに要する費用
- ② 不稼働日の保安要員などの費用
- ③ 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明などの安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- ④ 夜間作業を行う場合における照明に要する費用
- ⑤ 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
- ⑥ 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用
- ⑦ 酸素欠乏症の予防に要する費用
- ⑧ 粉じん作業の予防に要する費用
- ⑨ 安全用品などの費用

⑩ 安全委員会などに要する費用

10-2 安全施設類

標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施すること。

なお、打合せの結果または、条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。

交通誘導警備員については、設計では計上していないが、道路管理者、所轄警察署等と打合せの結果又は、条件変更に伴い配置する必要が生じた場合は、監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 B	昼間交通誘導警備員 B 24 時間
施工区間の中間地点	0 名/日	0 名/日
合計	0 名 (24 時間の人数控除有)	0 名

請負者は、施工に先立ち作成する施工計画書に、安全施設类等設置計画を作成し、監督職員に提出すること。

請負者は、工事期間中の安全施設类等の設置状況が判明できるよう写真等を整備し、完成検査時に提出しなければならない。 _

10-3 車輛の点検

工事車輛特にダブルタイヤ装着のダンプトラックについては、一般道に出る前にタイヤの間に石等の異物が挟まっていないことを確認し、石等の落下による事故防止に努めること。それを怠り第三者に被害を与えた場合は請負者の責任のもと円満に解決を図ること。

第 11 章 官公庁への手続等

11-1 支障物件等

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。請負者は各企業と連絡を十分行うこと。

また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設時期	工事方法	立会

第12章 施工時期及び施工時間の変更

12-1 施工時間

施工時間は、昼間施工とするが、関係機関と協議の結果、変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

12-2 時間的制約を受ける作業

本工事の施工に当たり、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第13章 仮設工

13-1 手すり先行型足場

請負者は、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において、二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

第14章 その他

14-1 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

14-2 立木について

立木については、樹種（スギ、ヒノキ、その他雑木）、幹周及び本数を調査し写真とともに監督職員に報告をすること。なお、共通仮設費率に含まれない伐採作業については、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。

第15章 その他

15-1 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。